

公益財団法人宇都宮市医療保健事業団 役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第197条において準用する同法第89条、同法第105条及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号、定款第13条及び第31条の規定に基づき、公益財団法人宇都宮市医療保健事業団（以下「この法人」という。）の評議員及び役員等の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- 1 評議員とは、定款第10条に定める評議員をいう。ただし、評議員はすべて非常勤とする。
- 2 役員とは、定款第25条に定める理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- 3 常勤役員とは、理事のうち、事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- 4 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 5 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。
- 6 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の種類)

第3条 役員等の報酬は、常勤役員にあつては本給及び扶養手当、住居手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当とし、評議員及び非常勤役員については、非常勤役員等手当とする。

(報酬の支払方法)

第4条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 地方公共団体の常勤特別職及び一般職には、報酬を支給しない。ただし、第2条第3項に定める常勤役員である者を除く。
- 4 報酬支払を受ける役員等から、報酬の一部又は全部の辞退の申出があつた場合には支給しない。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員等の報酬の支給日は、公益財団法人宇都宮市医療保健事業団給与及び旅費規程（以下「給与規程」という。）に準ずるものとする。

- 2 非常勤役員等の非常勤役員等手当は、理事長が定める日に支給する。

(常勤役員の本給の決定)

第6条 常勤役員の本給は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表1（常勤役員の本給月額）に定める額とする。

- 2 前項にかかわらず、宇都宮市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第40号）第2条に基づき派遣された常勤役員は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、宇都宮市一般職の職員の給与に関する条例、宇都宮市職員の給料等の支給に関する規則に定められる給与に準じる本給の支給を受けることができる。

(常勤役員の扶養手当、住居手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当の支給)

第7条 常勤役員（ただし、次項の規定の適用がある者を除く。）の扶養手当、住居手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当は、給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給する。

この場合において、期末手当及び勤勉手当に関し、それぞれ基礎額に100分の15の加算を行う。

- 2 宇都宮市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条に基づき派遣された常勤役員は、宇都宮市一般職の職員の給与に関する条例、宇都宮市職員の給料等の支給に関する規則、宇都宮市職員の住居手当の支給に関する規則及び宇都宮市職員の地域手当の支給に関する規則に定められる手当（ただし、管理職手当を除く。）の支給を受けることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、管理職手当は、本給月額の100分の16を超えない範囲内で理事会が定める。

ただし、宇都宮市の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条に基づき派遣された常勤役員の管理職手当は、公益法人の特殊性その他の事情を考慮し、必要があると認められる場合は、本給月額の100分の16を超えない範囲内で理事会が定める。

(非常勤役員等手当の支給)

第8条 評議員の非常勤役員等手当は、別表2（評議員の報酬）に定める額とする。

- 2 非常勤役員の非常勤役員等手当は、別表3（非常勤役員等の報酬）に定める額とする。

(日割計算)

第9条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬（扶養手当及び住居手当、期末手当、勤勉手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(費用)

第11条 当法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員等の旅費については、公益財団法人宇都宮市医療保健事業団役員等旅費規程により支給する。

3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準じる。

(公表)

第12条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、決議の日（平成25年7月17日）より施行し、平成25年6月1日より適用する。

別表1 常勤役員の本給月額

	本給月額
常勤役員の本給月額	300,000円以内 ただし、上記金額の範囲内において、宇都宮市退職職員の再就職に関する取扱い基準要綱に基づき退職職員の本給月額を支給するものとする。

別表2 評議員の報酬

	報酬額
評議員会への出席等	日額 9,200円

別表3 非常勤役員報酬

		報酬額
理事会等への出席等	理事長	日額 20,000円
	副理事長	日額 15,000円
	理事	日額 13,000円
	監事	日額 20,000円